

平成27年 No.18

○東京学芸大学学則等の一部を改正する学則

改正理由

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年5月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成27年5月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成27年学則第2号

東京学芸大学学則等の一部を改正する学則

次に掲げる学則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）
- (2) 東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）

## 東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現 行
[省略]		[省略]
(除籍)		(除籍)
第28条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。		第28条 次の各号の1に該当する者は、 <u>教授会の議を経て</u> 、学長が除籍する。
(1) 第11条に定める在学年限を超えた者	(1) 第11条に定める在学年限を超えた者	
(2) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等のあった者	(2) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等のあった者	
(3) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	(3) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	
(4) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）	(4) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）	
(5) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間内に入学料を納付しない者	(5) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間内に入学料を納付しない者	
[省略]		[省略]
(懲戒)		(懲戒)
第30条 学生が学校の秩序を乱し、その他本分に反した行為をしたときは、 <u>全学教室主任会の議を経て</u> 、学長がこれを懲戒する。		第30条 学生が学校の秩序を乱し、その他本分に反した行為をしたときは、 <u>教授会の議を経て</u> 、学長がこれを懲戒する。
[省略]		[省略]
附 則		
この学則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。		

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現 行
[省略]	[省略]	[省略]
(除籍)	(除籍)	(除籍)
<p>第33条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。</p> <p>(1) 第11条に定める在学年限を超えた者  (2) 第30条第2項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者  (3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者  (4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者  (5) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）  (6) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間に入学料を納付しない者</p> <p>(懲戒)</p> <p>第34条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、<u>大学院教育学研究科運営委員会の議を経て</u>、当該学生を懲戒する。</p> <p>2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。</p> <p>3 停学の期間は、第11条に規定する在学年限に算入し、第10条に規定する標準修業年限に算入しない。ただし、2月に満たないときは、標準修業年限に算入することができる。</p>	<p>第33条 次の各号の1に該当する者は、<u>教授会の議を経て</u>、学長が除籍する。</p> <p>(1) 第11条に定める在学年限を超えた者  (2) 第30条第2項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者  (3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者  (4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者  (5) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）  (6) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間に入学料を納付しない者</p> <p>(懲戒)</p> <p>第34条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、<u>教授会の議を経て</u>、当該学生を懲戒する。</p> <p>2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。</p> <p>3 停学の期間は、第11条に規定する在学年限に算入し、第10条に規定する標準修業年限に算入しない。ただし、2月に満たないときは、標準修業年限に算入することができる。</p>	[省略]

附 則

この学則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。